

## インボイス制度導入による対応のお知らせ

2023年10月より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、現行の請求書、領収証等に「発行事業者の氏名・登録番号」「税率ごとの合計の対価の額と適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の追記が必要となりました。この制度導入に伴い、システムの都合上、領収証に各税率区分の消費税額を記載することができないため、これまで出来ていた下記対応が出来なくなりました。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

- ・複数の印字した領収証を手書きの領収証1枚にまとめる
- ・プレー料金や飲食代他の均等割り
- ・指定金額でのご精算や領収証の発行

※また、領収証と明細を切り離さないこと、そして複数人ご精算の場合など、複数枚に亘る明細書は必ず一緒に保管いただきますようお願いしております。

よみうりカントリークラブ  
支配人